

ふくし TIMES

<http://www.knsyk.jp>

vol. 742



ともしび運動

2013. 9

福祉タイムズ

編集・発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会



(撮影・菊地信夫)

みんなでやるのがいいじゃない

「これから『たんぼぼ委員会』を始めます！」障害者支援施設「たんぼぼの家」で暮らす鈴木高子さんの掛け声で、今月の利用者自治会が始まった。夏祭りの壁新聞づくりに向けて、色紙で花火を作るアイデアに「いいこと言うわね」と拍手を送る鈴木さん。「たまにはこうして集まって、しゃべってみるのもいいじゃない。同じことばかりじゃつまらないもの。みんな、これから何がしたい？」時に真剣に、終始にぎやかに。自由な話し合いの空間から、福祉施設の暮らしを豊かにするアイデアが生まれる。 【関連記事12面】

contents

- 02 特集 社会福祉法人による暮らしのレスキュー
「かながわライフサポート事業」スタート
- 04 NEWS & TOPICS
 - ・より良い環境で、より長く就業できる環境づくり
 - ・避難者支援のためにさらなる連携を
- 06 私のおすすめ 自主上映会を企画してみよう！
- 07 福祉最前線 (N) 神奈川県腎友会
- 08 連載 いま、そこにある貧困の現実(第6回)
- 10 県社協のひろば
 - ・福祉の仕事の“始めの一步”を踏み出すために
 - ・施設での看取りケアをどう考えますか？
- 12 かながわ^{net}情報
障害者支援施設たんぼぼの家
利用者自治会「たんぼぼ委員会」(相模原市中央区)

社会福祉法人による暮らしのレスキュー 「かながわライフサポート事業」スタート

―生活困難者に対する相談支援事業をオール神奈川・オール種別で目指します

8月より事業を開始した「かながわライフサポート事業」。この事業を担当するセクションとして、本会福祉サービスマン推進部内に新たに「ライフサポート担当」が置かれました。今回は、本事業が立ち上がるまでの経過と現在の状況をはじめ、すでに実施したキックオフセミナーやコミュニティソーシャルワーカー養成研修の様子、寄せられている相談事例と今後の展開についてお伝えします。

社会福祉法人の原点に返り、必要な活動を創っていく

平成23年秋、本会経営者部会内に設置された課題別検討委員会の一つ「社会福祉法人に関する委員会」では、現在の社会福祉法人をめぐる状況や、地域に存在する主体として、いかに社会貢献・地域貢献できるかを話し合っていました。

そこで、社会福祉法人としてあるべき姿をまとめようと話し合っていました。委員から「考え方をまとめたり、報告書を作り提言することも必要だが、社会福祉法人創設のこの原点に返って、目の前に困っている人がいたらサポートすることができないか必死で考え、実践をしよう」という声が上がりました。生活困難者支援の事業化の機運が一気に高まりました。

大阪府社協老人施設部会の「社会貢献事業」を視察し、その取り組みをモデルとして、平成24年度に開催された計18回に及ぶ生活困難者支援事業検討委員会作業部会の開催を経て、「かながわライフサポート事業」が誕生しました。

この間、国では新しい公共の論議が進み、デイサービス・保育所等への多様な主体の参入によるイコールフットイング論、特別養護老人ホームや障害者支援施設の内部留保の問題などが取り上げられた時期でもありました。

しかし、本部会による事業創設の根底にあったのは「社会福祉法人創設時に立ち返り、制度も財源も十分にない中で先達たちが行ってきたように、目の前にいる支援を必要とする方々のために知恵を絞ろう」「活動を創造し、そして社会福祉法人が手を取り合って共に歩もう」という

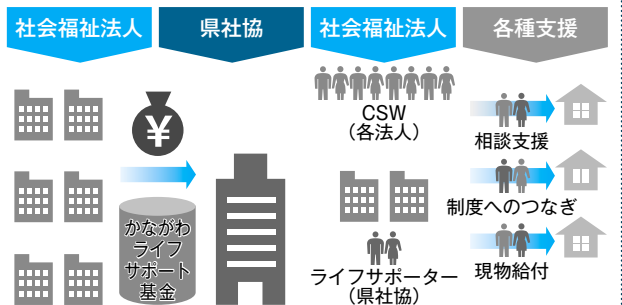
思いでした。

「かながわライフサポート事業」とは

この事業の実施主体は本会ですが、事業の原資の多くは参加法人による会費（かながわライフサポート基金）に支えられています。また、事業を展開する上で中心となる人材の面においても、参加法人の運営施設等で実務を担う相談員を推薦してもらい、本会がコミュニティソーシャルワーカー（以下、「CSW」）として委嘱しています。【下図】

事業内容について、最も基本となるのが「総合生活相談機能」です。専門的な知識・相談技術を活用し、地域での訪問活動を積極的に行うと同時に、地域の各機関との連携により要支援者の発見に努め、その課題を解決するために、迅速にきめ細やかな支援を行います。必要な制度・サービスを調整し、経済的に困窮し

【図】「かながわライフサポート事業」の仕組み



県内の参加法人が、社会貢献・地域貢献として財源支出（会費＝かながわライフサポート基金）・人的支出（CSWの推薦）を行い、それをもとに相談支援・制度へのつなぎ等を展開します

高まる期待は 全国の福祉関係者からも

現在、本事業への参加法人は29法人です。本年6月には、参加法人とこれから事業への参加を検討している法人の関係者らが集い、「キックオフセミナー」を開催しました。

セミナーでは、来賓の厚労省社会援護局荒川英雄総務課長補佐から「国としても第2のセーフティネットの構築や生活困窮者を支援する新たな法律づくりを目指しており、神奈川のこの取り組みを自主的・先駆



養成研修には参加法人から29名のCSWが参加。既存の法制度の理解と活用を十分に検討した上で、狭間のニーズを探る相談支援のキーマンとして期待されます

7月には、全3日間のCSW養成研修を実施しました。本事業のキーパーソンは何といってもCSWの方々です。今後も依存症やDV、債権整理などテーマ別の研修や、10月には大阪府社協の開催

CSW育成には大阪府社協との連携を視野に

的にされた先には、国が検討する仕組みとの連携の可能性もあるだろう」との挨拶がありました。また、県保健福祉局・県民局中田泰樹参事監からは「県としてもこの事業に最大限協力し、バックアップしていく」との力強いエールが、大阪府社協社会貢献事業の奥田益弘委員長からは、「このような取り組みを大阪と神奈川から全国に発信していきましょう」と参加者に投げ掛けられました。

かながわライフサポート事業参加法人 (平成25年9月1日現在・29法人)

(福)横浜長寿会、(福)むつみ福祉会、(福)小田原福祉会、(福)藤嶺会、(福)弥生会、(福)中心会、(福)泉心会、(福)清流会、(福)相模福祉村、(福)愛慈会、(福)若竹大寿会、(福)横浜来夢会、(福)雄飛会、(福)共生会、(福)喜寿福祉会、(福)公正会、(福)松緑会、(福)愛川舜寿会、(福)つちや社会福祉会、(福)浄泉会、(福)たちばな会、(福)たちばな福祉会、(福)ラファエル会、(福)愛伸会、他5法人

※参加申請順

する相談援助技術研修会(事例検討会)に本県のCSWも参加し、合同での情報交換を行う予定です。
家計管理を苦手とする世帯の相談事例から
8月より本格的にスタートした本事業。すでに入ってきている相談の一例を紹介します。
年金収入により暮らしている世帯ですが、家計管理がうまくいかず、次回の年金支給日まで所持金が底をつきそうな場面で相談につながりました。早速、近隣施設のCSWが出向いて状況を聞き、食材の提供による現物給付・通院支援・福祉サービス利用の調整等を行っています。週に一度の買い物同行支援や、行政とのカンファレスへの送迎など、きめ細かいかわりをつくっていま

かながわライフサポート事業
研修小委員会
委員長 小泉 隆一郎
(福)泉心会理事長



社会福祉法人の原点と可能性 ～ソーシャルワークを実践できる人づくり

「かながわライフサポート事業」が発展していくためには、趣旨をご理解いただき、多くの社会福祉法人に参加していただくことが重要です。

実践を重ねた各法人が力を合わせることで、複合したさまざまな課題を抱えている生活困難者に対して、より身近な生活圏域で児童・保育・障害・高齢等を担当する専門分野の異なるCSWが協働して支援に取り組みます。対象者に寄り添いながら、地域の社会福祉法人だからできる自立へ向けた支援を行っていきます。その要であるCSWは、定期的な事例検討会や各種研修を重ねることにより専門性を高めることができます。「行って、見て、聴いて」行動力あるCSWを養成していくことは、各法人のサービスの向上にもつながっていくと思います。

第1回CSW養成研修会では、経験豊かな職員を参加法人から派遣いただきました。研修終了後のアンケートからは非常に前向きな意見を数多くいただき、皆さんが各地域で活躍いただくことにより、神奈川の新たな地域福祉支援のかたちの一つになると信じています。

す。また、年金支給日以降は、家計管理や就労に向けたサポート等を行いながら、社協の日常生活自立支援事業の利用なども視野に入れていこうと、当事者や関係者と連携しながら支援を検討しているところです。
オール神奈川・オール種別での展開を目指して
県内29法人の参加でスタートした本事業ですが、本年度の目標参加数は50法人です。さらなる参加の呼び掛けに向け、秋には理事長・施設長向けセミナーと、その後、第2回のCSW養成研修を予定しています。

また、本事業のロゴマークや市民向けパンフレットのデザイン作成を県内の美術大学に依頼しており、この9月にはそれらを活用した普及・啓発活動も行っています。CSWの皆さんも、現在、各地域の社会資源情報の収集に努めています。
まだ、走り始めたばかりの本事業ですが、丁寧に相談支援活動を行い、事例を積み重ねるとともに、成果やそこからみえてきた課題を関係者に発信・共有しながら推進していきたいと考えています。

☎ 045-311-8753

(ライフサポート担当)

**より良い環境で、より長く
就業できる環境づくり**

本年6月に成立した改正障害者雇用促進法では、障害者権利条約の批准に備えて雇用施策の強化が図られました。

これにより雇用分野における障がい者差別の禁止や、雇率の算定に精神障がい者を加えること等が決定したほか、民間企業の法定雇率が2・0%に引き上げられるなど、障がい者雇用の仕組みが大きく動き出しています。

**中小規模事業所に多い
障がい雇率 未達成企業**

国の昨年調査によると、本県の実雇率は1・63%、法定雇率の達成企業割合は45・1%と、前年比べて増加傾向にあるものの、全国平均を下回ります。また、全国の企業規模別では、規模が小さいほど未達成率が高く、56〜300人未満事業所における雇用不足数は「0・5〜1人」が大半を占めるなど、中小規模事業所での雇用の難しさがうかがえます。

一方、特例子会社(※)では、緩やかながらも着実に増加してお

り、本年5月末日現在で全国に378社。本県では、東京都に次ぐ48社を数えます。

※障がい者雇用の促進・安定化に向け、事業主が特別に配慮して設立した子会社。雇用が障害者数や全従業員に占める割合等の要件を満たす場合に認定され、この子会社を親会社に合算した実雇率の算定が可能となる

**特例子会社による
「拠点分散方式」の取り組み**

平成10年に知的障がいのある方たちの雇用が義務化されたことを受け、翌年の平成11年、(株)日立ゆうあんどあい(横浜市戸塚区)は、(株)日立製作所の特例子会社として設立されました。(株)日立製作所グループ会社を拠点とし、現地集合・現地解散を基本として業務を請け負う「拠点分散方式」を採用していることが特徴です。「お客様へのニーズに corres pond することと雇用促進を考えたとき、一拠点に固まっていたのでは限界がある」と代表取締役社長の鈴木巖さん。【写真】

4拠点10人雇用のスタートから15年。現在は、県内を中心に24事業所41拠点へと働く場を拡大し、オフィスビルや社員寮等の各拠点で、清掃、社内郵便集配、シユレツター、緑化、庶務補助、不要文書

の分別、食堂・喫茶の補助等の事業を行っています。

**小規模拠点で共に働く社員への
サポート体制の整備**

雇用促進に向けて、「小規模事業所を複数持つ民間企業にとつて、拠点分散方式は有効な方法」と語る一方で、経営にあたっては「社員のバックアップ体制が欠かせない」と鈴木さん。

同社では、知的に障がいのある正規社員119人が働く各拠点に、42人の指導員を配置。さらに本社に7人の専任スタッフがおり、社員と指導員のサポートに当たっています。

「たとえ業務内容を熟知していても、さまざまな場面で戸惑うであろう指導員を一人にさせないこと。『気づくことが指導員の仕事。変化を感じたら本社に連絡するよ



特別支援学校等からの実習受け入れについて「一般企業で働く経験を通して、就職活動や職場定着のヒントにつながれば」と鈴木さん

◆(株)日立ゆうあんどあい
☎ 045-881-2277
FAX045-881-2493

うに」と伝えている」

定期的に開催する指導員の会議では、知的に障がいのある社員にとつて分かりやすい説明や、一人ひとりの気力・体力の見極め方、チームワーク等について、率直な意見交換が交わされています。このほかにも近隣の特例子会社・特別支援学校・福祉施設等への見学会等を行い、指導員がさまざまな障がい特性を知り、支援の実践に学ぶ機会を設けています。

**中小企業での障がい者雇用に
求められる支援策とは**

「職場開拓を進める視点も重要だが、企業と社員双方にしこりを残すような離職につながっては意味がない。より良い環境でより長く働き続けるためにも、職場定着の取り組みに目を向け、評価していく必要があるのではないか」

雇用を進める施策が進む中、障がいのある方たちの働く場の確保はもちろん、そうした雇用の場を守り・支える関係者への支援も求められています。

※(株)日立ゆうあんどあい様のご要望により、本ページは「障害」を「障がい」と表記しています

(企画調整・情報提供担当)

福祉のうごき

2013年7月30日～8月29日

Movement of welfare

●「生活扶助費」引き下げ

8月1日から、食費や光熱水費などにあたる「生活扶助費」を引き下げた金額での生活保護費支給が始まった。生活保護を受けていない低所得世帯と、生活保護世帯の消費実態を比較し、乖離幅の解消に向けて見直したものの。関係団体からは、生活保護を受ける母子世帯等への影響などについて懸念が上がっている。

●介護予防サービス切り離しへ

厚労省が実施した「平成24年度介護給付費実態調査」によると、介護予防サービス・介護サービス受給者は543万人となり過去最多となった。一方、8月6日に公表された「社会保障制度改革国民会議」の最終報告書では、要支援者に対する介護予防サービスを介護保険給付から切り離し、市町村による地域生活支援事業に再編する方向が提言されている。

●(仮称)茅ヶ崎市保健所設置へ

8月20日、茅ヶ崎市は平成29年4月を目標に、現在県が運営する保健所を市で運営することを発表した。専門性の高い保健所機能と、身近な保健センターのサービスを一体化することで、きめ細やかで迅速な対応を目指す。

●被災者らが国を提訴

福島第一原発事故による被害を受けた子どもや住人の生活支援に関する法律(*)が成立して1年以上経つにもかかわらず、基本理念に沿った支援策がないのは違法であるとして、8月22日、被災者らが国に対し訴訟を起こした。自主避難者支援や、健康に対するの不安の解消など、支援策の具体化が進んでいないと訴えている。

※「東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律」

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。防犯カメラや新型AEDも取扱っております。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 **岡本 誠一郎**

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人

神奈川県福祉研究会

福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)
同 辻村 祥造(☎045-311-5162)
同 西迫 一郎(☎046-221-1328)
同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)
代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



KKI 株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市金沢区福満 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700(代) FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1788 FAX045(780)1588
http://www.kki.co.jp/

避難者支援のために さらなる連携を

東日本大震災発生から2年半、本県には2千人を超える避難者が生活しています。長引く避難生活で、健康・就労・子育てなど個別の問題が多くなり、深刻化している方もいます。県安全防災局では、(公社)神奈川県社会福祉士会と連携し、支援を必要とする避難者や家族との面談を通してサポートを行う「かながわ避難者見守り隊」を配置してきましたが、こうした状況を受けて、専門職による

相談体制を強化しました。この相談を活用したことで、自立に向けて気持ち前向きに変わったという方もいる一方で、慣れない土地のため、必要なサービスが分かっていても利用をためらう方もいます。見守り隊の皆さんは「避難者は孤立してしまいがちだが、民生委員児童委員や地域包括支援センターなど、身近な相談相手がいると心強い。今後も地域につなげる支援を行っていききたい」とさらなる連携を呼び掛けます。今後は、県内各地で交流サロンを開催し、弁護士や被災地自治体

◆交流サロン「東北きずなサロン」日程・会場

日時	会場
10月8日(火) 10:30~14:00	川崎市男女共同参画センター すくらむ21(川崎市高津区)
11月8日(金) 10:00~12:30	藤沢市湘南台市民センター
11月22日(金) 10:00~12:00	ユニコムプラザさがみはら (相模原市南区)
12月14日(土) 10:00~12:00	秦野市文化会館

※参加については、事前にお問合わせください

◆交流サロン・避難者支援に関する問合先

東日本大震災 支援・情報ステーション
☎045-210-5970 FAX045-210-8934

URL <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f300774/>

職員による相談窓口の場を提供するなど、避難者の声に寄り添った活動が行われます。
(企画調整・情報提供担当)

私のおすすめ

自主上映会を企画してみよう！ ～中国映画『海洋天堂』の紹介～

障害のある子をもつ親にとって、親亡き後の不安は避けて通れない課題です。そこで私たち親の会では、本年度初めて、このテーマにふさわしい映画『海洋天堂』の自主上映会を企画しました。予想を上回る方々にお集まりいただき、「多くの方に障害のことを知ってほしい」という親の願いも届いたように思います。私たちも実感した映像の力、今回は自主上映会の企画をおすすめします。

+ ❖ 「親亡き後」に遺していくものとは

自閉症の息子をもつ父親が余命わずかだと知らされたとき、何を考え、何を遺していけるのか。

日本語で「海の天国」を意味する『海洋天堂』は、水族館で働く父親と、泳ぐことが大好きな自閉症の息子の絆を描く感動作です。死期が近づく中、「少しでも君が幸せに暮らせるように」と息子のために奔走する父の背中。卵のゆで方・買い物の仕方・バスの乗り降りなど、一人で生きていくためのすべを息子に伝えるやりとり。そんな親子をそっと支えていく隣人たち。そして最期に父親が遺したものは…。

国際的カンフースターのジェット・リーが、父親役を演じた本作。音楽には作曲家の久石譲さんが参加するなど、有名スタッフが集まったことも、自主上映会への注目を集めるきっかけになったと感じています。



日本でもヒットした「北京ヴァイオリン」の脚本家が監督を務め、自身の14年間にわたるボランティア経験をもとに脚本を執筆。親亡き後に向けて、私たち親の心をも大きく揺さぶる作品です

©2010, Nice Select Limited. All Rights Reserved.

この映画に出てくる人たちは、親亡き後の息子を支援ようとしてくれます。私たちの会では長年、法制度や社会とのつながりを充実させようと活動してきましたが、この映画を見ると、周りの人たちの理解や配慮があつてこそ、親が安心して子どもを社会に託すことができるのだということが伝わります。

今月は

⇒ **神奈川県自閉症児・者親の会連合会**

がお伝えします！

1968年4月設立。行政施策の研究・提言、当事者・家族のためのミーティング運営、療育者等に向けた勉強会・セミナー運営等、自閉症児・者と家族の支援や、自閉症スペクトラムの理解を進めるための活動を広く県域を対象に活動中。

<連絡先>横須賀市三春町5-97-7 浅羽方

☎/FAX 046-824-7024

URL <http://kas-yamabiko.jpn.org/>

E-mail info-kas@kas-yamabiko.jpn.org



また、親だけでなく、関係機関の皆さんにも参加いただいた今回、神奈川県発達障害支援センターの犬矢雅之さんは次のような感想を寄せてくださいました。

「この映画は、父親と自閉症の青年の日常を描きながら、親子観や障害者観という普遍的なテーマにも迫ります。父が子を思う気持ちは、息子ターフ（大福）の中に生き続け、人々の心に優しさという『福』をもたらします。静かで美しい物語が、観た者すべてに障害児・者の幸せを願わせ、心を揺さぶるという力に驚きます。是非多くの方に観ていただきたい！」

❖ 自主上映会のおすすめ

たくさんの人たちと感動を分かち合える、映像の力って大きいですね。自治体や身近な地域コミュニティのイベントであれば、ご近所の皆さんとのコミュニケーションのきっかけになり、新たな交流につながっていくように思います。より多くの人に知ってほしい・分かってもらいたいテーマについて、映像や芸術の力を借りてみてはいかがでしょうか。

ぜひみなさんも自主上映会を企画してみませんか。

インフォメーション

■『海洋天堂』自主上映会の問合せ先
(株)クレストインターナショナル
☎03-3589-3176
FAX03-3589-3186

『海洋天堂』
DVD発売中 ¥3,990(税込)
発売:キングレコード(株)
販売:キングレコード(株)
2010年中国(日本語字幕)、97分
脚本・監督:シュエ・シャオルー



◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

(N)神奈川県腎友会

副会長 馬上 和久

昭和51年発足。透析患者会で組織（現在の会員数3,500人）。透析・CKD（慢性腎臓病）患者を対象とした、普及啓発・自立支援・通院送迎支援・行政への働きかけ等を行う。
 〈連絡先〉 ☎045-321-4621 FAX050-3488-3553
 URL <http://kanajin.com/>



高齢化する透析患者の医療費負担 ～「神奈川県透析患者生活実態調査結果」から

私たち透析患者組織は、すべての都道府県に患者会組織があります。全国組織である(社)全国腎臓病協議会は会員数10万人で、厚労省ならびに国会を主に活動しており、制度・政策課題に対する要望や請願を中心に取り組んでいます。

透析患者は基本的に決められた透析治療施設に週3回通院し、4時間前後の治療を受けて命を永らえています。県内全体で18,881人（(一社)日本透析医学会平成24年12月末調査）の透析患者がおり、その平均年齢は当会調査で67.6歳です。本会では、県・市町村の制度・政策に対して、懇談や請願等を通じ私たちの要望や提言を伝える活動をしています。

今回の「透析患者生活実態調査」は5年ごとに実施しているもので、平成20年に引き続き、今回第2回目の調査として、県内全透析患者の4分の1に当たる5千人を対象に実施しました。調査内容は、県域における透析患者の属性、透析治療実態、居住地と治療施設の関連性、就労状況と収入実態、家族構成や家計・収入に関する生

活実態、通院手段と実態、通院や治療に要する費用負担の実態、災害に対する意識実態等としました。

調査結果から標準的な透析患者の生活実態を紹介すると、就労者は18%に満たない割合で、ほとんどの透析患者は働いていない前期高齢者に位置づけられ、多くは障害年金・老齢年金を併給、またはいずれかの単独支給によって生活を営みます。透析患者自身が家計の中心とする割合は60%程で、年間収入は201～300万円が30%、101～200万円が29%程と、300万円以下が全体の75%弱の割合を示しています。通院交通費に月平均6,591円の支出負担があり、透析治療以外での治療費や投薬に、月16,677円の負担を強いられている負担実態が浮き彫りになりました。また、全体の62.5%の方が、月に1～5回の透析治療以外の通院治療を余儀なくされています。

これらの調査結果から、ますます進む高齢化に即した県独自の通院送迎のあり方や、合併症に悩む透析患者が自己負担無く治療に専念できる医療環境を、私たちは維持継続する努力が必要だと思っています。

社会福祉施設総合損害補償 **しせつの損害補償**

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険 検索

社会福祉施設のさまざまなリスクに対応するために！

プラン1 施設業務のための補償

(賠償責任保険、普通傷害保険、動産総合保険)

①基本補償

- 基本補償(A型)は、法人業務中、法律上の賠償責任が発生した場合、包括的に補償
- 見舞費用付補償(B型)は、賠償責任のない場合の見舞金が充実
- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 施設の医療事故補償

②個人情報漏えい対応補償

- 個人情報漏えいによる法律上の賠償責任を負った場合(おそれのある場合を含みます)に補償

③施設の什器・備品損害補償

- 施設内の什器・備品を幅広い範囲で補償
- 施設の現金等も補償

◆スケールメリットを活かし、充実した補償内容です。

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している社会福祉施設です。



プラン2 施設利用者のための補償

(普通傷害保険)

- ①入所型施設利用者の傷害事故補償
- ②通所型施設利用者の傷害事故補償
- ③施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 施設職員のための補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

- ①施設の労災上乘せ補償
- ②施設職員の傷害事故補償
- ③施設職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「動産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記をお願いします。

社会福祉法人
全国社会福祉協議会
 (引受幹事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

株式会社 **福祉保険サービス**
 〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
 TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(S)12-11537 2013.2.4 作成)

生活困窮と地域支援を考える

～当事者と共に進める地域づくりのために～

新たな支援の仕組みづくりに向けて動き出している生活困窮の課題について、これまで5回にわたり、県内で展開されているさまざまな取り組みを追ってきました。連載前半を締めくくるとは、立正大学社会福祉学部准教授の金子充さんから、これまでの連載を振り返りつつ、生活困窮者支援において求められる地域づくりの視点について、ご寄稿をいただきました。

あらためて生活困窮とは

私たちはこれまで「生活困窮」をどのように捉えてきたでしょうか。多くの人々が抱くイメージは、経済的な意味での貧困、すなわち「お金がない問題」であったといえるでしょう。お金がない・少ないという「欠乏の状態」を表したのが貧困や生活困窮という言葉でした。そのため「生活困窮者」といえば、ホームレスや日雇い労働者、生活保護受給者を連想し、豊かな日本においては身近に存在しない特殊な問題として理解されがちでした。

また、生活困窮は「お金がない人」の個人的な問題と考えられてきたために、地域住民があれこれと首をつっこむべき事柄ではなく、行政が日雇い労働者対策や生活保護を中心とする、公的福祉によって密かに解決する問題であるという理解があったと考えられます。これらの理由で、生活困窮の問題は多くの人々にとって「他人事」であり、これに対する取り組みや支援もまた縁遠い存在であり続けてきました。

ここでは、連載前半の締めくくりとして、現代における生活困窮について確認した上で、地域における優れた取り組みの意義とその強みについて考えてみたいと思います。

多くの問題群から構成される 今日における生活困窮

もちろん、生活困窮の核となる問題が「お金がない」という経済的な意味での貧困では

なくなつたということではありません。経済的な貧困が最大の問題であることは確かであり、そのために公的福祉による責任ある対応が求められることに疑う余地はありません。

しかし今回の連載で示されたとおり、今日私たちが直面する生活困窮はいっそう幅広い中身を含み、「お金がない」という問題だけでなく、もっと質的な事柄を含んで表出しています。連載の中では、学習環境や家庭環境が十分に保障されていない子どもたち、孤立状態にある若年失業者、住まいの確保が難しい高齢者、アルコール依存症や精神疾患に苦しむ人々など、重層的な問題を含んだ生活困窮の現実の姿が紹介されてきました。

言い換えれば、今日における生活困窮とは、貧困・排除・差別・失業・暴力・孤立・低教育・住居喪失・精神疾患といった相互に関連性をもつ問題群から成り立つものであり、さらに個人的問題というよりも、家族・地域・共同体との関係において形成される問題であると理解することができます。そのため、単に「お金」の問題としてだけでなく、教育や就職の機会に恵まれないことや、地域や社会への参加がかなわないこと等による不利益に



立正大学社会福祉学部准教授 金子充さん / 明治学院大学大学院博士後期課程を修了後、東京都協働非常勤職員等を経て、2003年から立正大学社会福祉学部専任講師。07年から同准教授。06年から(N)ほっとポット(独立型社会福祉士事務所)監事。

※文中、()内の数字は本紙掲載月

も目を向ける必要があるといえます。今日における生活困窮は、個人の生活を脅かし、孤立させていくだけでなく、家族・地域・職場・学校など社会生活の場にも影響を及ぼし、さらには社会全体をむしばむ問題として理解しなければなりません。

生活困窮と対峙する 地域の優れた実践

地域には生活困窮と向き合う支援や取り組みが蓄積されるようになり、その内容も広範なものになっています。連載で紹介された取り組みは、いずれも先駆的なものでした。

一つは「生活保護・子ども支援員」による伴走型支援。これは子どもたちの将来の可能性を閉ざしてしまっている要因を一つずつ取り除くきめ細かい導きをする実践でした(5)。二つ目に、安定した就労が難しい若者のための「中間的就労」を保障する取り組み。これは就労を定着させるために、就労の場と「居場所」とをセットで提供する実践でした(6)。三つ目に、住宅確保要配慮者の「住まい探し相談」の実践。これはホームレス状態になったり住宅扶助を受けたりする前段階で、高齢者等の住居確保をサポートする予防的な実践でした(7)。四つ目に、依存症を抱えた方々に診療と「心の支え」を提供する取り組み。ここでもやはり、孤独によって依存症に陥っている方々に医療と「居場所」がセットで提供される実践がなされていました(8)。以上のように、これまでの連載で紹介され

た実践は、生活困窮を「お金」の問題に焦点化するのではなく、人の生活や人生をトータルに理解した上で明らかになるさまざまな問題群を含め、生活困窮に至るまでの問題の理解ときめ細かい対応を目指す実践でした。

優れた実践に共通する強み

さらに、優れた実践にはおおむね共通して次のような強みがあると考えられます。

1. 小さな取り組みであること

地域にある民間団体や住民組織が手探りで行う実践が中心となっています。こうした草の根的な支援は、即応力やスピード感があり、地域の実情やニーズに合ったサービスを展開しており、そして低コストで効果的な実践を手掛けることに長けています。

2. 地域に根差し、

連携を基本にしていること

地域の実情を理解し、また地域の資源を活用した支援を展開しています。こうした支援が積み重ねられることで、地域そのものが豊かになっていくと考えることが重要です。また、他機関・他組織との連携を基本にした支援を行うことで、問題に対してトータルかつ多面的に介入することを可能にしています。

3. 当事者のパワーを引き出す

実践であること

生活困窮者とかかわる際に、私たちは当事者の弱い部分やできない部分に目を向けがちです。これに対して、連載で紹介されてきた実践は、当事者の「できている部分」に着目

し、いっそうの可能性を引き出そうとするエンパワメント(パワーをつける)の実践となっています。

4. 丁寧な関係づくりを重視した

実践であること

当事者に寄り添い、当事者を突き放さない「手間のかかる支援」を行うことで、地域住民の一員として長期的な関係を築いていくことを目指した実践となっています。地域の中に居場所や役割をつくり、自信を取り戻すきっかけづくりをしています。そして時間をかけて支援の経過に寄り添い、本人による自立の歩みを見守っていくよう努めています。

当事者と共に進める 地域づくりに向けて

生活困窮の問題に対して、社会や地域は責任を持つ必要があります。こうした実践を通して、私たちは最終的に当事者と根気強くかわりを持ち、当事者と共に地域をつくっていくことが求められているといえるでしょう。

特に地域や社会に参加できずに社会的孤立の状態にある生活困窮者に対しては、金銭的な支援や寝起きの場としての住居や施設等の確保だけでなく、地域の中に居場所や役割をつくることこそが自立を導く鍵です。福祉現場の第一線に立つ関係者は、居場所や役割を失っている当事者の声を聞き、彼らを代弁するかたちで支援の仕組みと地域づくりを投げ掛けていく役割があるといえるでしょう。

(かねこ じゅん)

福祉の仕事の始めの一步を踏み出すために 「福祉の仕事を知る懇談会」を開催しています

「資格も経験も無くてもできるのか」「どんな仕事、どんな職種があるのか」

福祉の仕事をやってみようとスタートラインに立ったとき、求職者はさまざまな不安を感じることがあります。

本会かながわ福祉人材センター（以下、「センター」）では、そうした求職者に寄り添い、求職者の「始めの一步」を後押しするために、「福祉の仕事を知る懇談会」（以下、「懇談会」）を毎月開催しています。

懇談会では、福祉系以外の学校を卒業した方、他業種から転職をされた方など、参加する求職者と同じ経歴や経験のある福祉施設職員に講師をお願いしています。

講師には、福祉の仕事に興味を持ったきっかけ、就職活動の体験談、仕事の内容ややりがい、これからの目標、そして求職者への応援メッセージをお話いただいています。また、懇談会の後半では、講師を囲んで円座になり、求職者からのさまざまな質問にお答えいただきます。

ある懇談会の一コマでは、「資格も経験も無かったが、働きながら資格を取れるようにシフトを組んでくれたり、仲間もサポートしてくれた。大事なのはやる気と誠実さ。まずは一歩踏み出してほしい」と、他業種から転職し、現在は特別養護老人ホームでユニットリーダーを務める職員は話してくれました。

求職者からは「無資格・未経験でもやる気があれば働けることに希望が持てた」「現場の声が聞けて、仕事のイメージができた」といった感想をいただきました。その後、センターで実施する「職場体験」や「福祉のごとフェア」「関連記事11面」などの事業を活用して、多くの方が「次の一步」を踏み出されています。

センターでは懇談会等を通じて、一人でも多くの方が福祉の仕事で活躍できるように支援しています。福祉の仕事に就職を希望されている方のご参加をお待ちしております。

☎045-312-4816

※詳しくは本会ホームページ（<http://www.knsykc.jp>）をご覧ください。

（かながわ福祉人材センター）

施設での看取りケアをどう考えますか？ 「入所施設対象」看取りケアに関する調査」結果速報

国立社会保障・人口問題研究所によれば、2011年の年間死亡数は125万人で、2040年には166万人になると推計され、多死時代の到来ともいわれています。では、166万人の方はどこで看取られるのでしょうか。

介護保険制度ではすでに「看取り介護加算」が導入されていますが、本会の研修を受講される施設職員からは「死が近づいている利用者さんがある夜勤が怖い」「担当のご利用者さんが亡くなられてショックだった」との声が聞かれます。そこで、今回、県内の入所施設等を対象に「看取りケアに関する調査」を行いました。

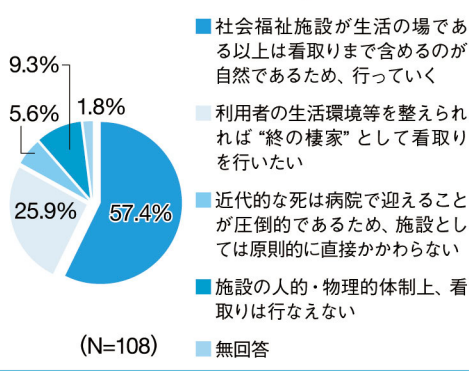
ご回答をいただいた108施設のうち、実際に看取りを経験した施設は78%もありました。さらに、看取りケアへの考え方として、「社会福祉施設が生活の場である以上は看取りまで含めるのが自然であるため、行っていく」を支持したのは57%、「利用者の生活環境等を整えられれば、終の棲家」として看取りを行いたい」との回答は26%であり、「近代的な死は病院で迎えることが圧倒的である

ため、施設としては原則的に直接かわらない」「施設の人的・物理的体制上、看取りは行えない」を選択した施設は合わせても15%で、利用者を最期までケアする意思のある施設が多いことが分かりました。

しかし、前述のように、死に向き合うことに畏怖の念を抱く施設職員が多いのも現実です。そこで、本会では、施設が看取りに向き合うと方針を定めたとき、生を全うしようとする利用者を支え、職員自らも成長の機会とするための従事者研修を、今後実施していきます。

（福祉人材研修・介護支援専門員支援担当）

看取りケアへの考え方



役員会の動き

◇**理事会**＝8月5日(月)①正会員の入会申込み②評議員の選任③生活福祉資金貸付審査等運営委員会委員の選任④事務局の組織及び職制等に関する規程の一部を改正する規程(案)⑤平成25年度県社協一般会計補正予算(案)

新会員紹介

【**経営者部会**】(福)愛和

【**施設部会**】桜の風、デイセンターつくし、すぎな会生活ホーム、特別養護老人ホーム愛和の里、カーサ野庭、こひばり保育園、南日野保育園

本会人事異動 ※常勤職員のみ

◇**福祉サービス推進部**(ライフサポート担当<課長>)大関晃一、(ライフサポート担当)井藤小夜香

福祉のしごとフェア2013のご案内

◇**日時**＝10月4日(金)①就職支援ガイダンス：午前9時30分～11時30分(定員100名)、②就職相談会：午後1時～4時30分(入退場自由)
◇**会場**＝①横浜市技能文化会館8階802大研修室、②横浜文化体育館
◇**対象**＝福祉の仕事に関心のある方、福祉分野に就労を希望される方
◇**問合先**＝本会かながわ福祉人材センター ☎045-312-4816 FAX045-313-4590

苦情解決研修会のご案内

事業者における苦情解決体制の整備・充実を目的に研修会を開催します。

<第1回研修会>

◇**日時**＝10月29日(火)午後1時～4時30分(正午受付開始)

◇**会場**＝県社会福祉会館2階講堂

◇**対象**＝県内社会福祉事業者の苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員ほか苦情解決に携わる職員

◇**定員**＝200名(先着順)

◇**参加費**＝2,000円

◇**申込締切**＝10月21日(月)

<第2回研修会>

◇**日時**＝12月10日(火)①午前9時30分～午後0時30分②午後1時30分～4時30分(30分前より受付開始)

◇**会場**＝県社会福祉会館4階研修室

◇**対象**＝①高齢者分野、②高齢者分野以外の事業者の苦情解決関係者
※定員を超えた場合は、第1回研修会の参加事業者を優先

◇**定員**＝①②各60名

◇**参加費**＝2,000円

◇**申込締切**＝11月5日(火)

◇**申込方法**＝所定の申込書に記入の上、ファクス

◇**問合先**＝かながわ福祉サービス運営適正化委員会事務局

☎045-312-1121(内線3558)

FAX045-322-3559

10周年記念ゴールドコンサートのご案内

◇**日時**＝10月14日(月・祝)午後5時開演(午後4時開場)

◇**会場**＝東京国際フォーラムホールC

◇**入場料**＝2,000円～8,000円(必要の方は介添者1名無料)

◇**問合先**＝(N)日本バリアフリー協会ゴールドコンサート事務局

☎03-5215-1485 FAX03-5215-1735

県立保健福祉大学実践教育センター平成26年度学生募集のご案内

◇**募集課程**＝①栄養ケア・マネジメ

ント課程②多職種連携推進課程

◇**出願資格**＝①現在、保健・医療・福祉施設等に勤務または個人で活動している管理栄養士②保健・医療・福祉の有資格者として実務経験3年以上の者

◇**募集定員**＝①②各課程40名

◇**開講期間**＝平成26年4月～12月(原則土曜日、一部平日あり)

◇**出願期間**＝①10月1日～18日、②11月25日～12月6日

◇**入学検定料**＝8,400円

◇**選考方法**＝出願時提出の小論文、入学願書により選考

※ホームページに募集要項を掲載

◇**問合先**＝県立保健福祉大学実践教育センター(横浜市旭区中尾1-5-1)

☎045-366-5800 FAX045-366-5803

URL <http://jissen.kuhs.ac.jp/>

(財)光之村 活動助成募集のご案内

主に県内を拠点に障害者や高齢者、生活困窮者等の支援をしている団体を対象に助成を行います。

◇**助成金額**＝1団体5万円を限度

◇**募集期間**＝11月30日(土)必着

◇**問合先**＝(財)光之村

☎0467-58-9134 FAX0467-58-9148

寄附金品ありがとうございました

【一般寄附金】広瀬公子

【子ども福祉基金】結城純、佐藤和成

【ともしび基金】ともしびショップさくら運営委員会、樋口正典、穴澤久吉、

県監査事務局総務課、松岡万里子、

名取岐、太田雄造、ともしびショップ保健福祉大学、

(公財)積善会介護老人保健施設リバーイースト、

(公財)積善会曾我病院 (合計72,261円)

(いずれも順不同、敬称略)

ー社会福祉施設の設計監理ー

株式会社 **安江設計研究所**

東京都港区高輪2-19-17-808

Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772

E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp

URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

印刷の事ならおまかせください
●パンフレット・冊子・伝言板の印刷
●ポスター・名刺・封筒・紙袋
●その他、お気軽にご相談ください

お気軽にご相談ください！
株式会社 **あんざい**
横浜市港南区下永谷3-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail: anzai@p-anzai.jp

福祉施設の暮らしを豊かなものにするために

障害者支援施設たんぼぼの家
利用者自治会「たんぼぼ委員会」(相模原市中央区)



①～③夏祭りの壁新聞づくり。写真と思い出の一言を添えて完成!この日にもぎやかでした
④表紙の鈴木さんは、明るいムードメーカー
⑤お話を伺った部長の山田努さん(右)と、「たんぼぼ委員会」を担当する職員の岡崎健さん(左)

昭和58年に知的障害者更生施設として開園した、(福)相模福祉村の運営する「たんぼぼの家」は、入所定員100人を数える福祉施設です。近隣には同法人の運営する17のグループホーム等があり、日中活動には、施設から地域生活へ移行した方たちも通われています。

毎月開催される利用者自治会「たんぼぼ委員会」には、そうした施設を利用する方たちが自由に参加することができ、夏祭りなどの季節行事の出し物や、うがい手洗いの励行など、みんなで注意していききたいこと等について話し合います。

ひと口に施設利用者と言っても、地域生活に移行した方たちや、施設での入所生活が20年を超える方、表紙でお話を伺った鈴木さんのように、グループホーム等で生活しながら社会人経験を積んだ後に、年齢を重ねたことで再び施設入所に至った方など、さまざまな方たちの暮らしがあります。

特に近年、施設入所支援を利用する方たちの高齢化・障害程度の重度化が進む中で、利用者の思い



◆(福)相模福祉村
障害者支援施設「たんぼぼの家」
相模原市中央区田名6769
☎042-761-7788 FAX046-763-3318
URL <http://www.fukushimura.or.jp>

をどのように引き出し、受け止めていけばよいか。利用者自治会の持ち方や、サポート体制のあり方は、施設職員にとつての課題の一つとなっていました。

「かたちにこだわらず、自由な雰囲気をお大切に、まずはみんなで集まって話をしてみること。話し合いの場を重ねることで、自然と『こんなことがしたい』という声は上がってくると思う。会話の中からできることを探っていきたい」

施設を利用する方たちと共に、暮らしの場をどのように創っていくか。利用者自治会を通じて、一人ひとりの声に耳を傾けようとする職員の姿勢が、利用者の皆さんの笑顔につながっています。

(企画調整・情報提供担当)

介護の資格・湘南国際アカデミー

初任者研修：79,800円!!～ (テキスト代別)
実務者研修：32,000円!!～ (テキスト代別)
介護福祉士受験対策講座：32,000円!!～ (テキスト代別)

資料をご請求された方には「特別キャンペーン」あり

湘南国際アカデミー

藤沢本校 藤沢市藤沢38-2F
TEL：0120-961-190
二俣川校 横浜市旭区二俣川1-46-15 2F
TEL：0120-557-729
横須賀校 横須賀市大滝町2-15-1
横須賀東相ビル5階B号室
TEL：0120-961-190



無料説明会実施中!! 参加者には参加特典あり!! 今すぐお電話

※お問い合わせの際には、福祉タイムズを見たお伝えください。

さらに、福祉の新しいイベントがスタート!!
年に3回、就職・転職相談会「ふくしごと3000」を開催します。

「ふくしごと3000」とは、
毎年3000人以上の人材を福祉業界に輩出する活動です。
「就職・転職の無料相談会」×「ふくしごと無料セミナー」
開催時期や詳細に関しては、お気軽にお電話ください。
参加をご希望の介護事業所様もお気軽にご連絡ください。

ふくしごと3000
就職・転職相談会

福祉業界の最新事情や人材需要の動向などについて詳しくお話しします。ぜひご参加ください。

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています